

韓国の鉄道安全法（下）

その他のタイトル	Korean Railway Safety Act (II)
著者	安部 誠治, 鄭 炳?
雑誌名	關西大學商學論集
巻	51
号	4
ページ	49-62
発行年	2006-10-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/4137

【資 料】

韓国の鉄道安全法 (下)

安 部 誠 治
鄭 炳 珉

第5章 鉄道車両の運行安全及び鉄道保護

(鉄道車両の運行)

第39条 列車の編成、鉄道車両の運転及び信号方式等鉄道車両の安全運行に関する必要な事項は建設交通部令で定める。

(列車運行の一時中止)

第40条 鉄道運営者は、次の各号の一に該当する場合で列車の安全運行に支障があると認められる時には列車運行を一時中止できる。

- 一 地震、台風、暴雨、豪雪等天災地変又は悪天候によって災害が発生したり災害が発生すると予測される場合
- 二 その他、列車運行に重大な障害が発生したり災害が発生すると予測される場合

(鉄道従業員の飲酒制限等)

第41条 鉄道車両の運転、管制業務等大統領令が定める業務に従事する鉄道従業員（実務修習中の者をも含む）は酒を飲んだり麻薬類（麻薬類管理に関する法律が規定する麻薬類をいう）を使用した状態で業務に就いてはならない。

2 建設交通部長官は、鉄道安全と危険防止のために必要だと認められる場合、第1項が規定する鉄道従業員が酒を飲んだり麻薬類を使用した状態で業務を行っているときと認められる相当な理由がある時には、第1項が規定する鉄道従業員に対して酒を飲んだり麻薬類を使用したか否かを確認又は検査することができる。この場合、当該鉄道従業員は、建設交通部長官による確認又は検査を拒んではならない。

3 第2項が規定する確認又は検査の基準、方法等に関して必要な事項は建設交通部令で定める。

(危害物品携帯禁止)

第42条 何人も武器、火薬類、有害化学物質又は高引火性物質等公衆又は旅客に危害を与えたり又は与えるおそれがある物品、又は物質（以下、「危害物品」という）を列車内で携えたり積載できない。但し、建設交通部長官の許可を受けた場合、又は建設交通部令が定める特定の職務を遂行するための場合には許容される。

2 第1項が規定する危害物品の種類、携帯又は積載許可を受けた場合の安全措置等に関して必要な詳細事項は建設交通部令で定める。

(危険物の託送及び輸送禁止)

第43条 何人も点火装置、点火装置をつけた爆薬、ニトログリセリン、乾燥した起爆薬、雷汞窒化鉛等大統領令が定める危険物を託送できず、鉄道運営者はこれを鉄道で輸送できない。

(危険物輸送)

第44条 鉄道運営者は、大統領令が定める危険物を鉄道で輸送しようとする時には、建設交通部令の定めに従って輸送中の危険防止に努めるとともに人命の安全に適するように包装、積載して輸送しなければならない。

2 鉄道で危険物を輸送する者は、危険物の安全な輸送のために鉄道運営者の安全措置に従わなければならない。

(鉄道保護地区内での行為制限)

第45条 鉄道境界線から30メートル以内の地域（以下、「鉄道保護地区」という）で次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、大統領令の定めにより建設交通部長官に届け出なければならない。

一 土地の形質変更及び掘削

二 土石、砂利及び砂の採取

三 建築物の新築、改築、増築又は工作物の設置

四 木の植栽（大統領令が定める場合に限る）

五 その他、大統領令が定める鉄道施設の損壊又は鉄道車両の安全運行を阻害するおそれがある行為

2 建設交通部長官は、鉄道車両の安全運行及び鉄道保護のために必要と認める時には、第1項各号が規定する行為を行なう者に対して、当該行為の禁止又は制限を命令したり大統領令が定める必要な措置を行うように命ずることができる。

3 鉄道運営者等は、鉄道車両の安全運行及び鉄道保護のために必要な場合、建設交通部長官に第2項が規定する当該行為の禁止、制限又は必要な措置を命ずることを要請できる。

(損失の補償)

第46条 建設交通部長官又は鉄道運営者等は、第45条第2項が規定する行為の禁止又は制限によって損失を受けた者がいる時には、その損失を補償しなければならない。

2 第1項が規定する損失の補償に関して、建設交通部長官又は鉄道運営者等はその損失を受けた者と協議しなければならない。

3 第2項が規定する協議が成立しなかった時には、大統領令の定めるところによって管轄の土地收用委員会に裁決を申請することができる。

4 公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律第83条乃至第86条の規定は第3項の

裁決に対する異議申請に関してこれを準用する。

（旅客列車内での禁止行為）

第47条 旅客は旅客列車内で次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 正当な事由なくして建設交通部令が定める旅客出入禁止場所に入出する行為
- 二 正当な事由なくして運行中に非常停止ボタンを押したり鉄道車両の側面にある昇降用ドアを開ける等鉄道車両の装置又は器具等进行操作する行為
- 三 旅客列車外にいる人に危険を及ぼすおそれのある物品を旅客列車外に投げる行為
- 四 その他、公衆又は旅客に危害をかける行為として建設交通部令が定める行為

（鉄道保護及び秩序維持のための禁止行為）

第48条 何人も正当な事由なくして鉄道保護及び秩序維持を損なう次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 鉄道施設又は鉄道車両を損壊させて鉄道車両の運行に危険を発生させる行為
- 二 鉄道車両に向けて石又はその外の危険な物品を投げて鉄道車両の運行に危険を発生させる行為
- 三 軌道の中心から両側幅3メートル以内の場所に鉄道車両の運行安全に差し障りをもたらす物品を捨て置く行為
- 四 鉄道橋梁等建設交通部令が定める区域又は施設に建設交通部令が定める暴発物又は引火性が高い物品等を積置する行為
- 五 線路（鉄道と交差した道路を除く）又は建設交通部令が定める鉄道施設内に鉄道運営者等の承諾なしに通行したり立入りする行為
- 六 駅施設等公衆が利用する鉄道施設又は鉄道車両内で暴言又は大声を発して騒ぎ立てる行為
- 七 鉄道施設内に建設交通部令が定める有害物又は列車運行に差し障りを与える汚物を捨てる行為
- 八 駅施設又は鉄道車両内で野宿する行為
- 九 乗降に際して故意に列車昇降用ドアの開閉を妨害して列車運行に差し障りをもたらす行為
- 十 その他、鉄道施設又は鉄道車両で公衆の安全のために秩序維持が必要だと認められる建設交通部令が定める禁止行為

（鉄道従業員の職務上指示の遵守）

第49条 列車又は鉄道施設を利用する者は、この法律による鉄道安全の確保及び保護と秩序維持のために行われる鉄道従業員の職務上の指示に従わなければならない。

2 何人も暴行、脅迫で鉄道従業員の職務執行を妨害してはならない。

（公衆又は旅客に対する退去措置）

第50条 鉄道従業員は、次の各号の一に該当する者又は物品を列車外や大統領令が定める地域外に退去させたり撤去したりできる。

- 一 第42条の規定に違反して旅客列車内で危険品を携えた者及びその危険品
- 二 第43条の規定に違反して輸送禁止危険物を託送又は輸送する者及びその危険物
- 三 第45条第2項の規定に違反して建設交通部長官の禁止、制限又は措置命令に従わない者及びその物品
- 四 第47条の規定に違反して禁止行為をした者及びその物品
- 五 第48条の規定に違反して禁止行為をした者及びその物品
- 六 第49条の規定に違反して鉄道従業員の職務上の指示に従わなかったり職務執行を妨害する者

第6章 鉄道事故調査処理

(鉄道事故調査委員会の設置)

第51条 鉄道事故及び運行障害(以下、「鉄道事故等」という)の原因究明とその予防のために、建設交通部に鉄道事故調査委員会(以下、「委員会」という)を置く。

2 建設交通部長官は、一般的な行政事項に関しては委員会を指揮、監督するが鉄道事故等の調査には関与できない。

(委員会の任務)

第52条 委員会の所管事務は次の各号の通りである。

- 一 第61条第2項が規定する建設交通部長官が委員会に通報した鉄道事故等の調査
- 二 第62条第2項が規定する建設交通部長官が委員会に調査を依頼した鉄道事故等の調査
- 三 第66条第1項が規定する鉄道事故調査報告書の作成及び議決
- 四 第66条第2項が規定する鉄道事故等の防止対策の勧告又は建議
- 五 鉄道事故等の調査に必要な調査及び研究

(委員会の構成等)

第53条 委員会は委員長1名を含む7名以内の委員で構成する。

2 委員長及び委員は建設交通部長官が任命又は委嘱し、委員のうち1名は建設交通部所属の公務員の中から大統領令の定めに従って建設交通部長官が任命する。

3 委員長は委員会を代表して委員会の業務を統括する。

4 委員長が止むを得ない事由によって職務を遂行できない時には、委員長が前もって指名した委員がその職務を代行する。

5 建設交通部所属公務員である委員を除いた委員は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 弁護士の資格を取得した後、15年以上になった者
- 二 大学で鉄道及び安全管理分野科目を教える副教授以上の職に5年以上ある者、又はあつ

た者

- 三 行政機関の4級以上の公務員を2年以上勤めた者
- 四 鉄道関連専門機関で10年以上勤めた博士の学位を有する者
- 五 鉄道関連分野で15年以上勤めた経歴の者で最近3年以内に退職した者

（委員の任期）

第54条 委員の任期は3年であるが重任できる。

（委員の欠格事由）

第55条 次の各号の一に該当する者は委員になれない。

- 一 禁治産者、準禁治産者又は破産者として復権されなかった者
- 二 禁錮以上の刑を受けてその執行が終了して3年経っていない者、又は執行猶予後3年経っていない者
- 三 裁判所の判決又は法律によって資格が喪失又は停止された者
- 四 鉄道運営者等、車両製造業者等、鉄道建設関連施工業者又は鉄道用品、装備販売事業者、その他の鉄道関連事業を運営する者及びその役職員

（委員の身分保障）

第56条 委員は任期中職務と関連する独立した権限を行使する。

2 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いて、自分の意思に反して解任又は解嘱できない。

- 一 第55条各号の一に該当する場合
- 二 心身の故障によって職務を遂行できないと認められる場合
- 三 この法律による職務上の義務に違反して委員としての職務遂行が不適當になった場合

（会議及び議事）

第57条 委員会の会議は委員長が召集する。

2 委員会の会議は、在籍委員3分の2以上の賛成で議決する。この場合、第58条が規定する委員会の会議に出席できない委員は在籍委員の数から除く。

（職務従事の制限）

第58条 委員会は、鉄道事故等の原因と関係があったり又はあった者と密接な関係があると認められる委員に対して、当該鉄道事故等の会議に出席させてはならない。

2 第1項が規定する委員は、当該鉄道事故等と関連した委員会の会議を回避することができる。

（事務機構）

第59条 委員会の事務処理のために必要な事務機構の組織及び運営等に関する必要な事項は大統領令で定める。

（鉄道事故等の発生時の措置）

第60条 鉄道運業者等は、鉄道事故等が発生した時には死傷者救護、遺留品管理、旅客輸送及び鉄道施設復旧等人命及び財産の被害を最小化して列車を正常に運行できるように必要な措置をとらなければならない。

2 鉄道事故等が発生した時の死傷者救護、旅客輸送及び鉄道施設復旧等に関して必要な事項は大統領令で定める。

3 建設交通部長官は、第61条が規定する事故報告を受けた後、必要だと認める場合には鉄道運業者等に事故収拾等に関して必要な指示をすることができる。この場合、指示を受けた鉄道運業者等は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

(事故報告)

第61条 鉄道運業者等は、死傷者が多い事故等大統領令が定める鉄道事故が発生した時には、建設交通部令の規定に従って直ちに建設交通部長官に報告しなければならない。

2 建設交通部長官は、第1項が規定する報告を受けた鉄道事故等に関して遅滞なく委員会にその事実を通報しなければならない。

3 鉄道運業者等は、第1項が規定する鉄道事故等を除いた鉄道事故が発生した時には、建設交通部令の定めに従って事故内容を調べてその結果を建設交通部長官に報告しなければならない。

(鉄道事故等の調査)

第62条 委員会は、第61条第2項が規定する通報を受けた時には、大統領令の定めに従って遅滞なく当該事故に関する資料を収集、分析してその原因を調査しなければならない。

2 建設交通部長官は、第61条第3項が規定する鉄道事故等に対する鉄道運業者等が報告した事故調査結果が不十分と認めた場合には、大統領令の定めに従って資料を収集、分析してその原因を調べるように委員会に依頼できる。

3 委員会は、第1項及び第2項が規定する鉄道事故等の調査のために必要だと認められる時には、委員又は事務機構の職員に対して次の各号の一に該当する事項を行わせることができる。

一 当該鉄道事故等と係わった鉄道運業者等、鉄道従業員、鉄道事故等の現場で救助活動に従事した者、その外の関係する者(以下、「関係者」という)に対して鉄道事故等と関連した報告又は資料の提出の要求

二 鉄道事故等の現場その他の必要と認められる場所への立入り、及び鉄道事故等と係わった鉄道施設、鉄道車両、書類又は物品(以下、「関係物品」という)の検査

三 関係者に対する出頭要求及び質問

四 関係物品の所有者、所持者など保管者に対して当該物品の提出要求及び提出した物品の留置

五 関係物品の所有者、所持者など保管者に対して当該物品の保存要求

六 鉄道事故等の現場への立入りの統制

- 4 第3項第5号が規定する保存の要求を受けた者は当該物品を移動させたり変更、汚損してはならない。但し、人命救助等緊急な事由がある場合にはそうではない。
- 5 第3項が規定する措置を行う者は、その権限を印す証票を所有し、関係者の要求がある時にはこれを提示しなければならない。
- 6 委員会は、事故調査が終結した以後に事故と関連した重要な証拠等が追加で見つかった場合には、事故調査を再実施することができる。

（建設交通部長官の支援）

第63条 委員会は、鉄道事故等の調査を遂行するために必要だと認める時には、建設交通部長官に対して関連公務員の派遣等必要な支援を求めることができる。

- 2 建設交通部長官は、第1項が規定する事故調査の支援を要請された時には、鉄道事故等の調査が円滑に進行するように必要な支援を行わなければならない。

（関係行政機関等の協力）

第64条 委員会は、鉄道事故等の調査を遂行するために、関係中央行政機関の長又は関係地方自治団体の長に事故と関連した資料又は情報の提供及び関係物品の保存又は死傷者の身元確認等その他の必要な協力を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長又は関係地方自治団体の長は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

（関係者等の意見聴取）

第65条 委員会は、鉄道事故等の調査を終了する前に、当該鉄道事故等と関連した建設交通部令が定める関係者に意見を述べる機会を与えることができる。

- 2 委員会は、必要と認める場合には鉄道事故等の調査を終了する前に、公聴会を開催して関係者又は専門家から当該鉄道事故等の調査に関する意見を聞くことができる。

（鉄道事故調査報告書の作成等）

第66条 委員会は、鉄道事故等の調査を終了した時には、次の各号の事項が含まれた鉄道事故調査報告書を作成しなければならない。この場合、委員会は鉄道事故等の再発を防止するために建設交通部令の規定に基づいてその内容を発表することができる。

- 一 鉄道事故等の調査経緯
- 二 鉄道事故等と関連して確認された事実
- 三 鉄道事故等の原因分析
- 四 鉄道安全に関する勧告事項

- 2 委員会は、鉄道事故等の調査の結果、必要と認められる時には、調査結果に基づく鉄道事故等の防止のための対策を関係中央行政機関の長又は関係地方自治団体の長に勧告又は建議することができる。

- 3 関係中央行政機関の長又は関係地方自治団体の長は、第2項が規定する委員会の勧告又は

建議に対する措置計画及び結果を委員会に通報しなければならない。

(情報の公開禁止)

第67条 委員会は、鉄道事故等の調査過程で得た情報の公開に際して、当該鉄道事故等の調査や将来の鉄道事故等の調査に影響を与えると判断する場合には、これを公開しなくてもよい。

2 第1項が規定する公開しなくてもよい情報の範囲は建設交通部令に定める。

第7章 鉄道安全基盤の構築

(鉄道安全技術の振興)

第68条 建設交通部長官は、鉄道の安全に関する技術の振興のために研究、開発の促進及びその成果の普及等必要な施策を講じなければならない。

(鉄道安全専門機関等の育成)

第69条 建設交通部長官は、鉄道安全に関係する専門機関又は団体を指導、育成しなければならない。

2 建設交通部長官は、鉄道安全分野に従事する専門的人材を円滑に確保することができる施策を用意して推進しなければならない。

3 電車線、信号、軌道等鉄道安全に関する専門的人材の分野、資格基準、資格付与等に関して必要な事項は大統領令で定める。

(鉄道安全知識の普及等)

第70条 建設交通部長官は、鉄道安全に関する知識の普及と鉄道安全意識を高めるための必要な施策を用意して推進しなければならない。

(鉄道安全情報の総合的管理等)

第71条 建設交通部長官は、この法律による鉄道安全施策を効率的に推進するために、鉄道安全に関する情報を総合的に管理して、関係地方自治団体の長又は鉄道事業者等、適性検査機関、教育訓練機関、品質認証機関、性能試験機関、製造検査機関、精密診断機関及び第77条第2項の規定によって業務を委託された機関、協会又は団体（以下、「鉄道関係機関等」という）にこれを提供することができる。

2 建設交通部長官は、第1項が規定する情報の総合的管理のために、関係地方自治団体の長又は鉄道関係機関等に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、要請を受けた者は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

(財政的支援)

第72条 政府は、次の各号の機関又は団体に対して補助等財政的支援を行うことができる。

- 一 適性検査機関
- 二 教育訓練機関
- 三 品質認証機関

四 性能試験機関

五 製造検査機関

六 精密診断機関

七 第69条第1項が規定する鉄道安全に関する専門機関又は団体

八 第77条第2項が規定する業務を委託された鉄道関係機関等

第8章 補則

（報告及び検査）

第73条 建設交通部長官又は関係地方自治団体の長は、必要と認めるときには大統領令の定めに基づき鉄道関係機関等に対して必要な事項の報告や資料の提出を命ずることができる。

2 建設交通部長官は、必要と認める時には所属公務員をして鉄道関係機関等の事務所又は事業場への立入り、関係者への質問や書類の検査を行うことができる。

3 第2項が規定する立入り、検査できる公務員は、建設交通部令が定めるその権限を印す証票を関係者に取り出して提示しなければならない。

4 第3項が規定する証票に関して必要な事項は建設交通部令で定める。

（手数料）

第74条 この法律が規定する教育訓練、免許、検査、試験、精密診断等を申し込む者は、建設交通部令が定める手数料を納付しなければならない。但し、この法律の規定によって建設交通部長官の指定を受けた身体検査指定病院、適性検査機関、教育訓練機関、性能試験機関、製造検査機関、精密診断機関（以下、「代行機関」という）又は第77条第2項が規定する建設交通部長官の業務を委託された機関（以下、「受託機関」という）の場合には、代行機関又は受託機関が定める手数料を代行機関又は受託機関に納付しなければならない。

2 第1項が規定する代行機関又は受託機関が手数料を定めようとする時には、その基準を定めて建設交通部長官の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとする時もまた同様である。

（聴聞）

第75条 建設交通部長官は、次の各号の一に該当する処分を行う場合には聴聞を実施しなければならない。

- 一 第15条第5項が規定する適性検査機関の指定取消
- 二 第16条第5項が規定する教育訓練機関の指定取消
- 三 第20条第1項が規定する運転免許の取消
- 四 第28条第3項が規定する品質認証機関の指定取消
- 五 第33条が規定する品質認証の取消
- 六 第35条第6項が規定する性能試験機関の指定取消

七 第36条第7項が規定する製造検査機関の指定取消

八 第37条第5項が規定する精密診断機関の指定取消

(罰則適用にあつての見なし公務員)

第76条 次の各号の一に該当する者は、刑法第129条乃至第132条の適用においてはこれを公務員とみなす。

一 第15条第3項が規定する適性検査業務に就いている適性検査機関の役職員

二 第16条第3項が規定する教育訓練業務に就いている教育訓練機関の役職員

三 第28条第1項が規定する品質認証業務に就いている品質認証機関の役職員

四 第35条第4項が規定する性能試験業務に就いている性能試験機関の役職員

五 第36条第4項が規定する製造検査業務に就いている製造検査機関の役職員

六 第37条第3項が規定する精密診断業務に就いている精密診断機関の役職員

七 第53条第2項が規定する委嘱された者のうち非常勤の委員

八 第77条第2項が規定する委託業務に従事している鉄道関係機関等の役職員

(権限の委任, 委託)

第77条 この法律による建設交通部長官の権限は、その一部を大統領令の定めに従って市長・道知事に委任できる。

2 この法律による建設交通部長官の業務は、その一部を大統領令の定めに従って鉄道関係機関等に委託できる。

第9章 罰則

(罰則)

第78条 第49条第2項の規定に違反して暴行、脅迫で鉄道従業員の職務執行を妨害した者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

一 第43条の規定に違反して託送及び輸送禁止危険物を託送したり輸送した者

二 第44条第1項の規定に違反して危険物を輸送した者

三 第48条第1号ないし第4号の規定に違反して禁止行為をした者

四 第62条第3項第1号の規定に違反して鉄道事故等に関して報告しなかったり虚偽の報告をした者、又は正当な事由なしに資料の提出を拒否、忌避又は妨害した者

五 第62条第3項第2号の規定に違反して鉄道事故等の現場や、その他の必要と認定される場所の立入り、又は関係物品の検査を拒否又は妨害した者

六 第62条第3項第4号の規定に違反して関係物品の提出、提出した物品の留置を拒否又は妨害した者

七 第62条第3項第5号及び同条第4項本文の規定に違反して関係物品を正当な事由なしに

保存しなかったり、これを移動、変更又は汚損させた者

3 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 虚偽やその他の不正な方法で第15条第3項、第16条第3項、第28条第1項、第35条第4項、第36条第4項又は第37条第3項が規定する機関の指定を受けた者
- 二 第14条第1項（第15条第5項及び第16条第5項で準用する場合を含める）、第28条第3項及び第35条第6項（第36条第7項及び第37条第5項で準用する場合を含める）が規定する業務停止期間中に該当業務をした者
- 三 虚偽やその他の不正な方法で第27条が規定する品質認証を受けた者
- 四 第30条の規定に違反して品質認証表示又はこれと似ている表示をした者
- 五 第32条が規定する認証品表示の除去、停止又は販売の停止等の命令に従わない者
- 六 第41条第1項の規定に違反して酒を飲んだり麻薬類を使用した状態で業務をした者
- 七 第41条第2項が規定する確認又は検査に応じなかった者
- 八 正当な事由なしに第42条第1項の規定に違反して危害物品を携えたり積載した者
- 九 第45条第1項が規定する届けを行わなかったり同条第2項による命令に従わない者

4 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項が規定する運転免許を持たずに（運転免許の効力が停止された場合を含める）鉄道車両を運転した者、及びその者に鉄道車両の運転業務をさせた者
 - 二 虚偽やその他の不正な方法で第10条第1項が規定する運転免許を受けた者
 - 三 第21条の規定に違反して鉄道車両の運転業務遂行に必要な要件を備えずに鉄道車両の運転業務に就いた者、及びその者に鉄道車両の運転業務をさせた者
 - 四 第22条の規定に違反して管制業務遂行に必要な要件を備えずに管制業務に就いた者、及びその者に管制業務をさせようとした者
 - 五 第23条第1項が規定する身体検査と適性検査を受けしなかったり同条第3項の規定に違反して身体検査と適性検査に合格せずに第23条第1項が規定する業務に就いた者、及びその者に同じ業務をさせようとした者
 - 六 第35条第1項が規定する性能試験を受けずに鉄道車両を販売した者
 - 七 第36条第1項が規定する製造検査を受けなかったり製造検査を受けずに鉄道車両を販売した者
 - 八 第37条第1項の規定に違反して使用耐久年限を超えた鉄道車両を運行した者
 - 九 第38条第1項が規定する総合試験運行を実施せずに鉄道路線を運営した者
- （刑の加重）

第79条 第78条第1項、同条第3項第8号及び第9号の罪を犯して列車運行に差し障りを起こした者はその罪を2分の1加重する。

2 第78条第3項第8号及び第9号の罪を犯して人を死傷に至らした者は、5年以下の懲役又

は5千万ウォン以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第80条 法人の代表者、法人又は個人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は個人の業務に関して第78条第2項、同条第3項第1号ないし第7号、第9号及び同条第4項第1号、第3号ないし第9号の違反行為をした時には、行為者を罰する外にその法人又は個人に対しても各該当条項の罰金刑を課する。

(過料)

第81条 次の各号の一に該当する者は1千万ウォン以下の過料に処する。

- 一 第7条第1項、同条第3項及び同条第4項の規定に違反して安全管理規定の承認を得なかつたり安全管理規定を遵守しなかつたりした者、又は変更命令に従わなかつた者
 - 二 第8条第1項及び同条第2項の規定に違反して非常対応計画の承認を得なかつたり変更命令に従わなかつた者
 - 三 第9条第1項及び同条第2項の規定に違反して改善命令に従わなかつたり改善の結果を報告しなかつた者
 - 四 第20条第3項の規定に違反して運転免許証を返納しなかつた者
 - 五 第24条第1項の規定に違反して教育を実施しなかつた鉄道運営者等
 - 六 第29条第2項が規定する届けをしなかつた者
 - 七 第31条第2項が規定する調査、閲覧又は収集を拒否、妨害又は忌避した者
 - 八 第47条の規定に違反した者
 - 九 正当な事由なしに第48条第5号の規定に違反した者
 - 十 第48条第7号及び第9号の規定に違反した者
 - 十一 第49条第1項の規定に違反した者
 - 十二 第61条第1項及び第3項の規定に違反して報告しなかつたり虚偽の報告をした者
 - 十三 第62条第3項第6号の規定に違反して委員会の鉄道事故現場等の立入り統制に従わなかつた者
 - 十四 第73条第1項が規定する報告をしなかつたり虚偽の報告をした者
 - 十五 第73条第1項が規定する資料提出要請を拒否、忌避又は妨害した者
- 2 第1項が規定する過料は大統領令の定めに従って建設交通部長官が賦課、取りたてる。
 - 3 第2項が規定する過料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に建設交通部長官に異議を申し立てることができる。
 - 4 第2項が規定する過料処分を受けた者が第3項の規定によって異議を申し立てた時には、建設交通部長官は遅滞なしに管轄裁判所にその事実を通報しなければならない。通報を受けた管轄裁判所は、非訟手続法によつた過料の裁判をする。
 - 5 第3項が規定する期間内に異議を申し立てずに過料を納めなかつた時には、国税滞納処分

の例によってこれを徴収できる。

附則

（施行日）

第1条 この法律は、2005年1月1日から施行する。但し、第10条、第17条又は第23条及び第35条又は第38条の規定は2006年7月1日から施行する。

（鉄道施設の安全基準に関する適用例）

第2条 第25条第1項が規定する鉄道施設の安全基準は、この法律施行後、最初に基本設計に着手する施設から適用する。

（鉄道車両の安全基準に関する適用例）

第3条 第26条第1項の規定は、この法律の施行後、最初に購買契約する鉄道車両から適用する。

（鉄道安全に関する一般的経過措置）

第4条 この法律の施行時、以前の鉄道法の規定によって行われた行政機関の行為又は行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律にもとづく行政機関の行為又は行政機関に対する行為とみなす。

（安全管理規定に関する経過措置）

第5条 この法律の施行時、関係法律によって鉄道運営又は鉄道施設管理業務をしている者は、この法律施行後1年以内に第7条が規定する安全管理規定を定めて建設交通部長官の承認を得なければならない。

（非常対応計画に関する経過措置）

第6条 この法律の施行時、関係法律によって鉄道運営又は鉄道施設管理業務をしている者は、この法律施行後1年以内に第8条が規定する非常対応計画を定めて建設交通部長官の承認を得なければならない。

（運転免許に関する経過措置）

第7条 2006年7月1日時点で大統領令が定める要件を備えている者は、第10条が規定する該当運転免許を得たものとみなす。

2 第1項の規定に該当する者は、2006年7月1日から1年以内に大統領令の定めに従い建設交通部長官に運転免許証の交付を申請しなければならない。

（運転業務及び管制業務遂行の必要要件に関する経過措置）

第8条 2006年7月1日時点で大統領令が定める要件を整えた者に対しては、第21条第1項の該当運転免許遂行に必要な要件を備えているとみなす。

2 2006年7月1日時点で管制業務に従事している者、及びこの法律施行日の以前5年以内に管制業務に1年以上従事した経歴がある者は、第22条が規定する管制業務遂行に必要な要件

を備えているとみなす。

(身体検査及び適性検査に関する経過措置)

第9条 2006年7月1日時点で、第23条第1項が規定する鉄道従業員は、同条の規定にもかかわらず同条によって最初の身体検査及び適性検査を得たものとみなす。

(鉄道用品の品質認証に関する経過措置)

第10条 この法律施行以前に鉄道庁長から品質保証物品と指定された物品は、この法律が定める建設交通部長官からの品質認証を得たものとみなす。

(罰則及び過料に関する経過措置)

第11条 この法律施行前の行為に対する罰則及び過料の適用にあつては従前の鉄道法が規定する。

(他の法律の改定)

第12条 都市鉄道法を次のように改める。

第25条の2を削除する。

(他の法律との関係)

第13条 この法律の施行時、他の法律で従前の鉄道法及び鉄道法の規定を引用している場合、この法律にそれに該当する規定がある時には、この法律又はこの法律の該当規定を引用したとみなす。